

# 介護員養成研修 学 則

## 介護職員初任者研修課程

職業訓練法人西都職業訓練会  
西都高等職業訓練校

### 第1条 研修の目的

これからの高齢化社会と障害者支援において、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）でより専門的な知識や技術を習得した介護職員を養成し、地域福祉に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

### 第2条 研修の名称

職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校  
介護職員初任者研修課程

### 第3条 法人の名称、住所

名 称 職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校  
住 所 〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅 2215 番地

### 第4条 指定番号

事業者指定番号：45061

### 第5条 事業所の概要

職業訓練法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有意な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。  
認定訓練、自主訓練の他に公共職業訓練、求職者支援訓練（予定）

### 第6条 研修カリキュラム

別紙1：研修カリキュラムに記載のとおりとする。

### 第7条 講義、演習室（実習室）

職業訓練法人西都職業訓練会  
西都高等職業訓練校 3階大会議室（宮崎県西都市大字三宅 2215）

### 第8条 講師プロフィール

別紙2：講師情報一覧表に記載のとおりとする。

### 第9条 使用テキスト

中央法規発刊：介護職員初任者研修テキスト1（現第2版）、2  
ただし、関係法の改正により、随時改定版を使用する。

### 第10条 研修修了の認定方法

(1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

- ①研修カリキュラム（必須科目）の全科目を履修すること（但し、欠席については、当法人が定める規程対象者のみとする。）とする。
- ②研修カリキュラム「こころとからだのしくみと生活支援技術」において、基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況における評価が各カリキュラムにおいてB評価以上達していること。  
尚、評価基準は以下のとおりとし、各担当講師が評価するものとする。  
A（的確に出来ている）・B（概ね出来ている）・C（不十分）
- ③修了評価試験において、100点満点中70点以上に達していること。

尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応するものとする。

- ①、②の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。
  - ③で70点以下の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行う。
- 但し、補講にかかる費用は、1時間当たり 2,000円とする。

- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
(1) に準ずる。

#### 第11条 研修欠席者に対する補講の方法

- (1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
当法人が定めた下記対象者のみ補講対象者とし、有料にて対応するものとする。  
補講料金は、1時間当たり 2,000円とする。
- ①病気等の理由
  - ②災害、事故等の理由
  - ③その他（当法人が認めたもの）

- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
(1) に準ずる。

#### 第12条 受講定員

- (1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
20名
- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
委託元の認可後 定員数に従う。

#### 第13条 受講要件

- (1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
宮崎県内在住者で訪問介護事業に従事しようとする者。若しくは在宅、施設を問わず介護の業務に従事しようとする者。（高卒以上）
- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
(1)の要件に加え、離職者・転職者であり再就職の為に公共職業安定所で職業相談や受講申し込みを行い介護事業等に従事しようとする者。
- 公共職業訓練の場合：公共職業安定所に求職申し込みをし、公共職業安定所長の受講指示・受講推薦又は、支援指示を受けられる者。
  - 求職者支援訓練の場合：ハローワークにおいて訓練が必要であると認められること等の要件を満たす者。  
※それぞれ一定の要件を満たす必要あり。

#### 第14条 募集方法

- (1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
随時、新聞等への掲載、パンフレットの配布、ホームページによる広報
- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
委託元の認可後 主に西都・児湯地域と宮崎を管轄する公共職業安定所での募集を行う。

#### 第15条 受講手続

- (1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合  
受講希望者には、募集要項、日程表、申込書を送付し、郵送による申込みで先着順によるものとする。  
(10名以下の場合は開講しない)
- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合

- 公共職業訓練（公共職業安定所の受講指示、受講推薦、または支援指示を受けられた者）
  - 求職者支援訓練（雇用保険被保険者でなく、一定の要件を満たされ労働の意思がある者）
- いずれも公共職業安定所に求職手続をし、申込み期間内に入校願または受講申込みが必要。

#### 第16条 受講料、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその他支払方法

(1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合

受講料 81,000円（税込、テキスト代5,400円込）

支払方法 申込者には開講の有無をハガキで通知後、開講日または指定期日までに現金払いとする。

補講料 1時間当たり 2,000円を補講当日迄に、現金にて納入するものとする。

補講日 実施施設と講師で調整する。

(2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合

受講料 無料（※1ただし、テキスト代、保険代等は自己負担）

支払方法（※1）は、訓練開始日または指定期日までに現金払いとする。

補講料 1時間当たり 2,000円を補講当日迄に、現金にて納入するものとする。

補講日 実施施設と講師で調整する。

#### 第17条 解約条件及び返金の有無

(1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合

開講開始後のキャンセルは原則として返金はしない。

(2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合

訓練開始後のキャンセルは原則として返金はしない。

#### 第18条 受講中の事故等への対応

受講者全員、傷害保険に加入、受講中の事故に関しては当該保険にて対応するものとする。

#### 第19条 個人情報の取扱い

当法人が得た情報は、本研修以外には利用しないこととする。但し、本研修で使用する場合は、職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校の個人情報保護に関する方針に基づき、適切に対応するものとする。

#### 第20条 情報の開示を行うホームページURL

<http://saito-kunren.ac.jp/>

#### 第21条 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

会長 黒木 一男

0983-43-1087

#### 第22条 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

事務局 白石 智子

0983-43-1087

#### 第23条 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

副会長 藤田 忠志

相談員 吉野 のぞみ

0983-43-1087

#### 第24条 その他研修に関する必要事項

(1) 通学で介護職員初任者研修課程を受講する場合

- 受講希望者が10名に満たない場合は開講を中止とし、受講希望者に対し開講の5日前迄に連絡を行うものとする。尚、研修開講後の受講キャンセルについては原則として全額返金しないものとする。

- 修了証を亡失した場合、宮崎県介護職員養成研修事業実施要綱に基づき受講証明書を交付する。修了証再発行の場合は、手数料として1,000円徴収する。

●受講期間中、他者への迷惑行為等、問題行動のあった者に関しては、修了証書の交付、あるいは即受講を取り消す場合がある。

●受講にかかわる本人確認については、本人同意の上、①～⑧のいずれかにより確認するものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

(2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で介護職員初任者研修課程を受講する場合

- 訓練については委託元の認可後、ハローワークを経て定員数に達した場合開講する。
- 受講生が故意に備品等をき損・亡失した場合は、かかる費用の全額を負担または、一部負担を課する。
- 自然災害等により実施できなかった科目は、別日程を設け実施する。
- 修了証を亡失した場合、宮崎県介護員養成研修事業実施要綱に基づき受講証明書を交付する。  
修了証再発行の場合は、手数料として1,000円徴収する。
- 訓練期間中、他者への迷惑行為等、問題行動のあった者に関しては、修了証書の交付、あるいは即受講を取り消す場合がある。

尚、本学則において追加事項等がある場合は、理事会における承認を経て変更するものとする。

附則

本学則は、平成30年11月20日より施行する。